

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律

令和7年12月 法務省保護局

背景

- 保護司の担い手確保が年々困難となり、高齢化も加速し、適任者確保等が課題に
- R6.5、保護司が犯罪被害に遭い、安全確保が大きな課題に
 - 法務大臣に「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会 報告書」が提出（R6.10）

↓ 運用による改善（新任委嘱時の上限年齢撤廃、複数指名の積極化等）を図るとともに、「法改正によりなければならない対応できない事項」や「施策を推進するために必要な事項」について法改正

改正のポイント

1 保護司の適任者確保

- 保護司の使命及び委嘱条件の見直し（保1・3）
 - ⇒今の時代に求められる保護司像を明確化
「安心・安全な地域社会の実現」「人格識見が高い」「職務の遂行に必要な時間を確保できる」「他の保護司及び保護観察官と協働して誠実かつ熱心に職務を行う」
- 広報や関係機関との連携を保護観察所の長の責務として規定（保3）
 - ⇒保護司の人脈のみに頼った候補者探しからの脱却
- 保護司の任期の延長（2年 ⇒ 3年）（保6）
 - ⇒より安定的に活動し、経験を積むことを可能に

保:保護司法 更:更生保護法 事:更生保護事業法
※条文番号は改正後のもの

より多様な保護司の担い手の確保

2 保護司の活動環境の改善

- 保護司会等の任務規定の整備（保12・13）
 - ⇒保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの法定化
- 保護観察所の長による保護司会等への支援規定の新設（保14）
 - ⇒保護司会等の負担を軽減 ※国による支援も推進
- 地方公共団体による保護司会等への協力規定の整備（保18）
 - ⇒「できる規定」から「努力義務規定」に改正し、活動場所の確保など地方公共団体の協力を促進
- 民間企業による保護司である従業者への配慮規定の新設（保19・20）
 - ⇒休暇や勤務時間への配慮など、働きながら、保護司として活動しやすい環境を整備

国・地方・民間で保護司を支え、安定・継続的な保護司活動の実現

3 保護司の安全確保

- 保護司の安全確保に関する国の責務規定の新設（保16）
 - ⇒面接場所の確保等の施策を推進
- 保護司の職務の執行区域の弾力化（保7）
 - ⇒他の保護区の更生保護サポートセンターや面接場所を活用しやすくし、面接を行う場所の選択肢を広げる
- 公務所等への照会規定及び少年鑑別所による鑑別の規定の新設（更64・78の3）
 - ⇒保護観察対象者の再犯リスクの分析・評価のための情報の収集を強化し、リスクに応じて保護観察官の関与を強める

安全・安心な保護司活動の実現

4 その他更生保護制度の充実

- 更生保護事業や更生保護活動に対する地方公共団体の協力規定の整備 など

(更2・事3)



⇒ 法改正はゴールではなく、保護司の方々の声を更に聴きながら、様々な見直しを継続